

大雨等に伴う災害などにより会社・法人の代表印や印鑑カードを紛失した場合について

青森地方法務局

青森県内に本店・主たる事務所がある会社・法人が、大雨等に伴う災害などにより、会社・法人の代表印や印鑑カードを紛失された場合には、青森地方法務局管内の最寄りの登記所（法務局）に、以下①～③の書類を提出していただくことにより、改印、印鑑カードの再発行等の手続をすることができます。

「改印届書」、「印鑑・印鑑カード廃止届書」及び「印鑑カード交付申請書」の様式については、法務局ホームページ（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCIAL_11-2.html）を参照願います。

① 印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合

印鑑の改印届とともに、紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。

この場合、改印届については、会社・法人の新しい印鑑と印鑑を提出する者（代表取締役等）の市町村長に登録した印鑑を押印した「改印届書」及び当該市町村作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）が必要になります。

また、印鑑カードの廃止及び印鑑カードの交付請求については、会社・法人の新しい印鑑を押印した「印鑑カード廃止届書」及び「印鑑カード交付申請書」を提出していただく必要があります。

② 印鑑を紛失した場合

改印届が必要になります。

この場合、会社・法人の新しい印鑑と印鑑を提出する者（代表取締役等）の市町村長に登録した印鑑を押印した「改印届書」及び当該市町村作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）が必要になります。

なお、お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。

③ 印鑑カードのみを紛失した場合

印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。

この場合、登記所に提出した印鑑を押印した「印鑑カード廃止届書」及び「印鑑カード交付申請書」を提出していただく必要があります。

【連絡先】

青森地方法務局登記部門

電話 017-776-6231（音声案内2番）